

令和元年度富山県防災会議

日 時：令和元年6月18日（火）10:00～

場 所：富山第一ホテル3階天平の間

1 開 会

【事務局】 大変お待たせいたしました。ただいまより、令和元年度富山県防災会議を開会いたします。

2 会長挨拶

【事務局】 初めに、防災会議会長であります石井隆一富山県知事より、開会のご挨拶を申し上げます。

【会長（石井知事）】 皆様、おはようございます。

本日、富山県防災会議を開催いたしましたところ、皆様には大変ご多忙の中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、専門委員の方々をはじめ、県外からおいでの方々には、遠路ありがとうございます。

ご承知のとおり、全国各地で地震ですとか豪雨とか、大きな災害が頻発しておるわけでございます。災害が比較的近年少なくて、安全安心な県と言われております富山県でも、やはり常日頃の備えが大切だと痛感している次第であります。

そこで、県としましては、去る3月、大規模地震等を想定しました「富山県災害時受援計画」を策定いたしまして、各市町村における受援計画の策定を支援しますとともに、富山県としても県の防災・危機管理センター、まだ仮称でありますけれども、この整備に向けて基本設計等を進めますなど、ハード・ソフト両面から防災減災対策に取り組んでおります。

本日は、火山対策と原子力災害対策の2つの計画改定についてご審議いただくことになっております。

火山対策につきましては、これまで弥陀ヶ原火山防災協議会におきまして協議を進めてまいりました弥陀ヶ原の噴火警戒レベルの運用が、先月30日に気象庁において開始されたことを踏まえまして、警戒レベルに応じた避難活動や2次災害の防止活動等について、県の地震防災計画に反映させる改定案についてご審議いただくということでございます。

また、原子力災害対策については、東京電力の福島第一原発事故の教訓から、平成23年

6月に県の防災会議で、これは国からの具体的な指示がまだなかったんですけれども、地域防災計画の見直しを始めまして、25年4月に原子力災害編を新たに策定することにしますとともに、その後も国の原子力災害対策の指針等の改正を踏まえまして、地域防災計画に、平成26年5月と平成27年6月にそれぞれ適切に反映してまいりました。

今日の会議では、去る3月26日の原子力災害対策部会においてご審議をいただきました原子力災害医療体制の見直し、避難退域時における検査及び除染等の具体化、また3つ目には、緊急時活動レベル、EALの見直しなどに係る地域防災計画（原子力災害編）の改定案についてご審議をいただくということでございます。

このほか、国の防災基本計画修正等に伴う地域防災計画の諸改定案についてもご説明をさせていただきます。

なお、今日は、原子力災害対策部会の片岡部会長をはじめ、明石専門委員、奥寺専門委員、野村専門委員にもご出席いただいております。こうした専門家の皆様をはじめ、委員の皆様には、この地域防災計画、大変重要でございますので、それぞれのお立場で忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】 本日もご出席いただきました委員の皆様方につきましては、お一人お一人をご紹介すべきところでございますが、時間の都合もございますので、お手元の出席者名簿をもってご紹介に代えさせていただきますと存じます。

なお、資料につきましては、机の上にお配りさせていただいております。たくさんございますが、まず、次第が一番表にございまして、出席者名簿や配席図、そしてA3とA4、まざってそれぞれございますが、資料1から資料12まで、また、最後に参考資料がついているかと思っております。

もしご不足がございましたら、お知らせいただければと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから会議を始めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。

3 審議事項

(1) 富山県地域防災計画（個別災害編・火山災害対策）の改定について

(2) 富山県地域防災計画（原子力災害編等）の改定等について

【会長（石井知事）】 それでは、これから議事に入らせていただきます。

本日は、次第にありますとおり、審議事項として、地域防災計画の個別災害編・火山災

害対策の改定と、もう一点は、同じく地域防災計画の原子力災害編の改定について、お諮りするわけでございます。

なお、報告事項として、富山県の災害時受援計画の策定等についても後ほど説明をさせていただきます。

それでは、審議事項の富山県地域防災計画（個別災害編・火山災害対策）の改定について、事務局から説明をお願いします。今日はお忙しい方ばかりですから、説明はなるべく簡潔をお願いします。

【事務局】 防災・危機管理課の松井です。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、資料1について、恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。

それでは、右上のほうに資料1と書いてあるA3の横の資料をご覧いただきたいと思えます。地域防災計画のうち、火山災害対策に関する改定案の概要でございます。

まず、1番の改定の背景でございますが、平成26年9月に発生しました御嶽山の噴火を踏まえまして、平成27年には火山噴火予知連絡会の検討会におきまして、弥陀ヶ原を常時観測火山として追加報告がありまして、その後、国による基本指針の策定を義務付ける等活動火山対策特別措置法が改正、施行されたところでございます。

それから、平成28年に入りまして、国（内閣府）から富山県、富山市、立山町、上市町が火山災害警戒区域に指定された後、気象庁は、弥陀ヶ原を常時観測火山に追加したところでございます。

こうした国等の動きを踏まえまして、2の主な経緯でございますが、本県では平成28年3月に弥陀ヶ原火山防災協議会を設置しました。これは、関係3市町、それから気象庁、北陸地方整備局、自衛隊、警察、消防等の関係機関、団体、それから火山専門家の30名で構成する協議会でございます。

それから、平成29年3月にこの防災会議におきまして、地域防災計画に火山対策を新たに追加したところでございます。その後、この火山防災協議会におきまして、赤字で書いておりますが、噴火シナリオ、火山ハザードマップの協議、それから今年の3月には噴火警戒レベルの協議を行いまして、5月30日より、気象庁において噴火警戒レベルの運用が開始されたところでございます。

火山災害対策につきましては、別に添付してあります資料4、全体の改定案、それから資料7が改定案の新旧対照表となっておりますが、時間の都合上、この資料1の3の改定（案）のポイントでご説明させていただきたいと思えます。

これまでは火山応急対策のみとしておりましたが、今回の改定にあたりまして、青字の部分ですが、火山災害予防対策、次のページで火山災害応急対策を記載があります。火山では主に2つの対策について地域防災計画を改定したいと考えております。

まず、火山災害予防対策につきまして、(1) 弥陀ヶ原火山の概要でございます。

①のほうで、活火山とは、おおむね1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山と定義されておまして、日本では111の活火山が分布しております。

③のほうをご覧くださいますと、弥陀ヶ原火山を含めまして、50火山が火山防災のため、監視・観測体制の充実等の必要がある火山に選定されております。

下の写真のうち、向かって右側をご覧くださいますと、昨年10月に撮影されたもので、地獄谷はこの様に噴気が立ち上っている状態で、現在も状況は同様でございます。

それでは、向かって右側のほうに移らせていただきたいと思います。

(2)の概況でございます。弥陀ヶ原火山は約4万年前以降、マグマ噴火は発生しておりませんが、1万年以内では、少なくとも7回噴火しております。これは、いずれも水蒸気噴火でございまして、今後発生する噴火も水蒸気噴火と考えられます。

右の図のとおりですが、水蒸気噴火は地下水が沸騰し、爆発し、火山灰などが噴出します。一方で、マグマ噴火につきましては、マグマが直接噴き出しまして、火砕流や火山灰を大量に噴出することになります。

続きまして、(3)の火山ガスの噴出についてでございますが、地獄谷では現在も火山ガス活動が活発でございまして、平成24年から地獄谷内の歩道は通行止めとなっております。

続きまして、(4)でございますが、大きな噴石など、主に8区分の火山現象が想定されますが、ここの部分は省略させていただきます。

(5)でございます。こうした火山現象が発生しますと、迅速かつ適切な避難行動が必要となりますので、あらかじめ避難計画等を策定しておくことが大変重要となります。今年度中に立山町のほうで避難場所や立ち入り規制箇所等を地図上に示した火山防災マップを作成するとともに、噴火警戒レベルの設定を踏まえまして、避難計画を策定する予定としております。

それから、(6)ですが、市町村が避難促進施設を指定することにもなっております。その②をご覧くださいますと、県では、こうした施設が避難施設として活用できますように、立山町と連携して、山小屋等の噴石対策工事に対して昨年度から支援、助成しているところ

ろでございます。

また、避難計画等を策定した上で、防災訓練も大変重要となりますということで、(7)の防災訓練等の実施についても地域防災計画に明記したいと考えております。

それでは、次のページをご覧くださいと思います。

次は、青字で、火山災害応急対策についてでございます。

(1)の噴火警戒レベルにつきましては、もう一枚めくっていただきまして、タイトルが「弥陀ヶ原の噴火警戒レベル」という3枚目の資料でございます。これが、先ほど挨拶の中でもありましたが、気象庁において5月30日に運用が開始されたところです。

向かって右側の表をご覧くださいなのですが、弥陀ヶ原の噴火警戒レベルということで、レベルが高い5や4を気象庁から発表されると、ここに記載がありますように、危険な居住地域からの避難あるいは避難準備等が必要となります。しかしながら、弥陀ヶ原では過去1万年以内の事例はございません。

レベル3が発表されると、地獄谷から概ね2.5キロメートル以内の範囲に大きな噴石が飛散することが予想されまして、登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等、また、居住地域等では特に通常的生活ということになりますが、弥陀ヶ原では、過去の事例のほうをご覧くださいますと、1,500年前以降、こういった過去の事例が確認されています。

それから、過去の事例の下に、警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5キロメートル以内の範囲になることがある旨記載されています。これは、火山活動の状況とは、噴火が発生し、現地調査等で噴火の影響範囲がおおむね1.5キロ以内の範囲にとどまっていることが確認されまして、火山活動にさらなる活発化が認められない場合は、警戒が必要な範囲を地獄谷からおおむね1.5キロメートル以内の範囲に縮小するという意味でございます。

左の図をご覧くださいますと、黒い円で概ね2.5キロメートル、それから概ね1.5キロメートルと、状況の推移に応じて、範囲を縮小するという意味でございます。こうしたレベル上げ下げの基準につきましては、添付しました資料12の「弥陀ヶ原の噴火警戒レベル判定基準」に掲載されております。

それから、レベル2、黄色い網かけをしてありますが、地震活動の高まり、少量の火山灰の噴出等の噴気活動の活発化が見られまして、想定火口域内、これも左の図をご覧くださいますと、真ん中のほうに青く囲ってありますが、これが想定火口区域でございます。そういうところに大きな噴石を飛散する噴火が予想されまして、想定火口域内への立入規

制等、また、居住地域の住民の方は通常の生活ということになります。

最後に、下のほうのレベル1でございますが、これが現在の状況でございます、火山活動は静穏している状況でございます。

それでは、ページを1枚、戻っていただき、2枚目ですが、向かって左側の(1)の②のほうをご覧くださいと思います。気象庁では、警戒が必要な範囲を明示しまして、噴火警戒レベルを付して噴火警戒予報・警報を発表することになります。

続きまして、(2)の噴火警報・予報等の情報伝達系統図をこのように作成しまして、気象庁、富山地方気象台から防災情報提供システムによりまして、県、関係市町、さまざまな関係機関に情報伝達されまして、また右側のほうに記載していますが、住民・登山者・観光客等へ迅速かつ的確に情報伝達を行うこととしております。

なお、緑色の機関につきましては、下のほうに少し記載してありますが、法令で気象庁が伝達しなければならない機関となっております、それ以外の白抜きの関係機関についても、富山地方気象台さんのほうから情報伝達することとしておりまして、このことについても地域防災計画に明記したいと考えております。

それでは、恐れ入りますが、向かって右側のほうをご覧くださいと思います。

(3)の避難行動でございます。噴火警戒レベルが発表された場合、それに伴いまして、レベルに応じて市町村が避難勧告や避難指示を観光客、登山者、居住地域の住民に対して発令されることとなりました。また、市町村や消防機関、県警等が、右側のほうに記載しております一次避難、その後二次避難へと避難者を最終的に安全な場所へ誘導、搬送することとなっております。

②の警戒区域の設定でございますが、これは避難勧告や避難指示よりも強い命令、罰則付きでございます、立入規制や入山規制等を行うものでございます。

③ですが、市町村は噴火予報や警報の周知伝達、規制範囲外の避難施設への避難誘導を行うこととなります。

続きまして、(4)の二次災害の防止活動でございます。

①のほうですが、気象庁、気象台より、発災後も警報・予報を速やかに発表しまして、それから②ですが、風評被害の防止として、県や市町村、観光関係団体は報道機関と連携しながら、観光施設の被害状況の把握、災害応急対策の状況等の収集、広報を行いまして、風評被害の防止等に努めることとしております。また、県と市町村が連携しまして、正確な情報を把握しまして、適切な見解を公表の上、風評被害の拡大・防止に努めることとし

ております。

最後に、下の4の地域防災計画の構成の一部見直しでございます。先ほども申し上げましたが、これまで火山対策は予防も含め火山応急対策としてだけ記載していましたが、火山災害対策を予防対策と応急対策などに区分し、また、全体の火山災害対策について、このように多くの対策を追加、記載するということとなりますので、個別災害編に移行する構成にしたいと考えています。

それでは最後に、一番最後のA4判1枚の紙をご覧いただきたいと思います。

地域防災計画の火山災害対策の改定案につきましては、4月8日から5月7日までの1カ月間、県民の方に意見募集、パブリックコメントを実施しましたところ、特に意見はございませんでした。

私のほうからは以上でございます。

【会長（石井知事）】 ありがとうございます。

弥陀ヶ原は、常時観測火山として平成28年12月から24時間監視を行っておりまして、2年余り経過しております。観測データの蓄積も進められておりますし、また、先月30日から噴火警戒レベルの運用も開始されたところでございます。

せっかくの機会ですから、富山気象台長の常盤委員からご意見をいただければと存じますが、いかがでしょうか。

【常盤委員（東京管区気象台富山地方気象台長）】 富山地方気象台の常盤です。よろしく申し上げます。

今ご説明がありましたように、弥陀ヶ原火山は気象庁で2年余り、常時観測火山として24時間体制で監視を続けております。それから、噴火警戒レベルについて、先月30日から運用開始したところでございます。

現時点で火山性地震とかGNSSなどの観測に特段の変化はなく、警戒レベル1、活火山に留意という状態となっております。

観測以来、2年余りデータを蓄積していますが、火山の活動は数万年単位で活動しておりますので、今後ともさらなるデータの蓄積が必要と考えているところでございます。

それから、過去の火山活動から水蒸気噴火が予想されているということで、この噴火自体は予測が難しいことが知られておりますし、数千年前に噴火が何回かあった程度ということで、我々自身、実際の噴火は経験していませんので、気象庁の観測データだけではなく、火山活動の変化について、地元の皆様をはじめ、関係機関から通常とは異なる状況な

どの情報があれば、気象台にお寄せいただくことが大変重要になるかなと考えているところ です。

地獄谷では、引き続き噴気の拡大や活発化、温度の上昇が確認されていますし、火山ガスに注意が必要な状態は続いているというところでもあります。

さらに、弥陀ヶ原火山の地域は観光地でもありますし、多くの人が訪ねる、立ち入るところでもございますので、火山活動の変化を詳細に捉えることは、情報発信にとっては非常に重要なことと考えております。

このようなことを踏まえまして、関係機関と協力、連携しながら警戒レベルの運用を行ってまいりたいと思いますので、今後ともよろしく申し上げます。

【会長（石井知事）】 ありがとうございます。

火山防災対策については、今ほど事務局や富山地方気象台からご説明いただきましたけれども、3月22日に弥陀ヶ原火山防災協議会——これは私が会長ということでございますが——に、この場で富山大学の渡邊教授など、火山の専門家にもご意見をいただきながら議論、検討を行ってご了承いただいておりますが、何かご意見、あるいはご質問でもございましたらご発言をいただければと思います。何かございませんか。

それでは、県警本部長の山田委員、何かございますか。

【山田委員（富山県警察本部長）】 県警におきましては、火山災害対策の一環ということで、山岳地帯における救出救助能力の向上を図るということで、関係機関の皆様と合同訓練を継続的に実施しているところであります。

今回、火山災害応急対策の中の避難活動というところで、関係機関の役割等が定められましたということでもありますので、県警察といたしましては、必要な装備資機材、どんなものが要るのかということですか、あと、関係機関との合同訓練を通しまして、観光客の皆さん、また登山者の皆さんの安全確保に万全を期していきたいと考えております。

以上です。

【会長（石井知事）】 それでは、西日本電信電話の富山支店長の花川委員さん、特に情報伝達等について何かございますか。

【花川委員（西日本電信電話(株)富山支店長）】 西日本電信電話の花川でございます。

情報伝達のところにおきまして、私どもNTT西日本より、気象業務法に基づく噴火警戒情報の配信を市町村様にさせていただくというところ、加えまして、情報伝達のところがしっかりと行き渡るように、強くネットワークづくりを取り組ませていただきたいと考

えております。

加えて、避難活動のところでございますが、レベル4、5、居住地の方々が避難されるというところで、ご説明では1万年以内に事例はないというお話でしたけれども、私どもはインフラ事業者といたしまして、通信の確保の観点から、もし起こった場合には、衛星等を活用した公衆電話等を避難所のほうに届けていくというふうになると思うんですけれども、こういうところのオペレーションもしっかりできるように、今回の改定におきまして見直していきたいと考えております。

以上でございます。

【会長（石井知事）】 ありがとうございます。

ほかに何かご意見ございませんか。

それでは、特に皆様からご意見がないようでありますので、地域防災計画の火山対策関係につきましては、これでご了承いただくということでよろしゅうございますか。

〔異議なし〕

【会長（石井知事）】 ありがとうございます。それではご了承いただいたということで進めさせていただきます。

次に、審議事項2の県の地域防災計画（原子力災害編等）の改定等について、審議に入りたいと思います。

この原子力災害対策編については、去る3月26日に原子力災害対策部会で協議いただいておりますので、まず片岡部会長から、部会での議論、検討の状況について、ご説明をお願いします。

【片岡部会長】 原子力災害対策部会の部会長を務めております片岡でございます。

以後、着席して説明させていただきます。

今ほど会長のほうからもご案内がありましたように、本年3月26日に開催いたしました原子力災害対策部会での議論、検討状況についてご紹介いたします。

今回の富山県地域防災計画（原子力災害編）の改定は、国のほうの原子力災害対策指針の改正を踏まえたものであります。この改正は、主なものとして3つございます。

1点目は、原子力災害医療体制の見直しでございます。

2点目は、避難退域時における検査及び簡易除染の具体化でございます。

3つ目は、緊急時活動レベル、これはEALと申しますが、これの見直しでございます。

いろんな緊急時のこと、さらに詳細に検討して、このEALを見直したと、この3つの点

でございます。

これに基づいて、部会では富山県地域防災計画（原子力災害編）の改定を検討いたしました。

部会では、本日もご出席しておられます各分野の専門家である専門委員からもご意見を頂戴して、地域防災計画の改正案の取りまとめをさせていただきました。

その後、この取りまとめ案については、4月8日から5月7日まで、事務局のほうからパブリックコメントを募集されましたが、特段の意見は寄せられていないと聞いております。

以上の手続を経まして、原子力災害対策部会です承されました地域防災計画の改定案を今回上程させていただくことになりました。

詳しいことにつきましては、この後、事務局のほうから説明していただければと思います。よろしく願いいたします。

【会長（石井知事）】 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、今回の地域防災計画の改定案等につきまして、事務局から一括して説明してください。

【事務局】 防災・危機管理課の辻井です。

資料2、地域防災計画（原子力災害編）の改定等について、説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

1の計画改定の経過でございますけれども、福島第一原発事故を教訓とし、国の原子力災害対策指針を踏まえ、平成25年4月、地域防災計画（原子力災害編）を策定いたしました。その後、平成26年、27年と改定しております。

今回の改定でございますけれども、その後の国の原子力災害対策指針の改正、主な改正点は次に書いてあります3点になりますけれども、これを踏まえ改定するものでございます。

1つは、原子力災害医療体制の見直しで、被ばく医療体制の施設要件が明確化、具体化され、名称も被ばく医療体制から原子力災害医療体制へ見直しされました。各被ばく医療機関の名称も、上段から、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関に変更されました。

また、県が拠点病院を指定、協力機関を登録するとともに、医療総括責任者が原子力災害医療調整官となり、県の災害対策本部内で拠点病院や協力機関との調整を行うことになりました。

次に、避難退域時における検査及び除染等の具体化ですが、従来の「体表面汚染スクリーニング」が、「避難退域時検査」及び「簡易除染」へと名称が変更されるとともに、車両及び住民の検査、簡易除染の方法や手順について具体的に規定されました。

次に、緊急時活動レベル（EAL）、原子力施設において異常事象が発生した際に緊急事態を判断する基準の見直しでございますけれども、新規制基準への適合や原子力事業者がEALの発動を最適化する観点から見直しされました。

次に、右側、改正（案）のポイントです。

まず、原子力災害医療体制の見直しですが、三次被ばく医療機関が、重篤な被ばく傷病者の診療等を行う「高度被ばく医療支援センター」と、医療機関連携体制の構築や原子力災害医療派遣チームの整備、調整などを行う「原子力災害医療・総合支援センター」となり、赤字で記載されました大学が新たに加わりました。

二次被ばく医療機関は、「原子力災害拠点病院」と名称が変更され、被ばく傷病者等の専門的治療、原子力防災訓練への参加、原子力災害医療派遣チームの整備などを行います。本県では、県立中央病院と富山大学附属病院にこれらの機能を担っていただきます。

初期被ばく医療機関は、「原子力災害医療協力機関」と名称が変更され、県内全ての公的病院22病院のほか、県医師会、薬剤師会、看護協会など4機関が加わり、救護所への医療従事者の派遣、安定ヨウ素剤の配布支援など、県等が行う原子力災害対策へ協力していただくこととしております。

次に、次ページでございますけれども、避難退域時における検査及び簡易除染の具体化についてです。先ほど説明しましたとおり、名称を「避難退域時検査」、「簡易除染」と変更しました。

次に、検査方法を具体的に規定しました。まずは、真ん中のほう、写真①にありますように、車両の検査を行い、車両が指針に定める基準、40,000cpmを超える場合、乗員の代表者1名を検査、写真②のほうになりますけれども、代表者1名も基準を超える場合、乗員全員を検査し、基準以下の住民の方は、その後、指定された避難者へ移動します。

一方で、ウになりますけれども、基準値を超える場合、住民の方は下の図のように簡易除染、拭き取りやシャワーを行い、簡易除染後も基準を超える場合は、②の除染が行える機関で除染を行い、また、内部被ばくが疑われる場合は拠点病院へ搬送されることとなります。

また、左の欄ですけれども、車両も写真のように簡易除染、拭き取り等を行い、簡易除

染後も基準値を超える場合は、その場所で一時保管となります。簡易除染後に基準値以下となった場合は、汚染されていないマイカーやバス等で避難所へ移動することとなります。

こうした検査の流れの検証は、11月頃に毎年実施しております県の原子力防災訓練で実施しております。

次に、右側でございます。EALの見直しでございますけれども、国の指針の改正を踏まえ、事業者の北陸電力が改定した志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画を県の地域防災計画に反映させるものでございます。

参考図のとおり、原子力発電所で事故が発生した場合、原子力発電所の事業者が3つの緊急事態区分に応じて国へ通報等を行うことになっており、国はその通報等を受けて、県や市へ周辺地域の住民の方々のとるべき行動などを指示します。氷見市の一部がUPZ内にありますので、仮に志賀原子力発電所が施設敷地緊急事態となれば、その地域の住民は屋内退避の準備、全面緊急事態となれば屋内退避の実施につながるようになります。

次に、EALの比較表をご覧ください。

(1) 共通部分の警戒事態では、これまで、変更前は、石川県のどこの地域でも震度6弱以上の地震が発生した場合、警戒事態としていましたが、変更後は志賀町で震度6弱以上の地震が発生した場合となっております。

また、右側(3)の新規制基準に適合していない場合の欄ですけれども、上のほうになりますが、志賀原子力発電所のように新規制基準に適合しておらず、稼働していない原子炉は、使用済燃料が使用済燃料貯蔵プールで長期間冷却されております。そうした状況を踏まえ、再稼働をしているものと新基準に適合していない場合とを区分するため、この区分が新設されました。

下の図、右下のほうになりますけれども、使用済燃料貯蔵プールの状況を記載しております。冷却された使用済燃料集合体が現在このような形で貯蔵されております。使用済燃料貯蔵プールの水位が維持できない、又は一定時間以上水位が測定できなくなれば警戒事態、使用済燃料集合体の頂部から上方2メートルまで水位が低下すれば施設敷地緊急事態、さらに頂部まで水位が低下すれば全面緊急事態という内容が国の指針で追加されたため、原子力事業者が防災業務計画を改定され、それを受けて県地域防災計画に反映させるものでございます。

こうした指針の改正や事業者の防災業務計画の改定を踏まえ、資料5の富山県地域防災計画(原子力災害編)の改定(案)、及び資料8では、その改定案の新旧対照表を作成して

おります。今ほど概要を説明しましたので、その説明は省略させていただきます。

次に、関連しまして、原子力防災に関して2点ご報告いたします。

資料2の3枚目をご覧ください。避難退域時検査場所候補地の検討状況です。

趣旨でございますけれども、この検査は、住民の方々が一時移転や避難を行う際、体の表面に付着している放射線量が基準値を超えていないか確認することを目的として実施されるもので、国の指針では、検査場所の候補地をあらかじめ検討しておく必要があるとされております。

2の検査場所の要件でございますが、国のマニュアルで検査場所はUPZ、発電所から30キロ境界周辺近くで設置することや、避難場所まで移動する経路に面することなど、①から④の要件を考慮して設置することとされております。

次に、3の検査場所の候補地でございますけれども、上記要件を踏まえ、主な避難経路ごとに検討し、次の5つの場所を候補地にしております。

青色の線、国道160号線で避難される方は屋内健康広場、ふれあいスポーツセンター。横の位置図も参考にいただければと思います。緑色の線、能越自動車道、茶色の線、国道415号、黄色の線、市道北八代堀田線で避難される方は、氷見運動公園及びB&G海洋センター体育館。紫色の線、主要地方道高岡・氷見線で避難される方は仏生寺公民館。オレンジ色の線、主要地方道高岡・羽咋線で避難される方は、赤毛コミュニティセンターを検査場所の候補として考えております。

なお、石川県の避難住民、七尾や羽咋市の住民の一部の方が緑色の能越自動車道を経由し、富山県に入り、また石川県に戻って石川県に避難される場合も考えられます。今後、石川県と検査場所の運営方法などについても協議していきたいと考えております。

また、候補地については、今後、原子力防災訓練での避難退域時検査の訓練で検証していくとともに、氷見市や関係機関と連携し、具体的な運営方法等を検討していきたいと考えております。

また、これら以外の候補地についても、関係市や関係機関と相談しながら新たな候補地を検討するなど、避難計画の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、おめぐりいただきまして、A3資料の4枚目でございますけれども、報告の2項目、環境放射線監視体制についてです。

1. 本県の放射線監視体制ですが、志賀原子力発電所からおおむね30キロ圏内では、国の交付金を活用して、環境放射線観測局を8カ所整備しております。また、県内の30キロ

圏外の状況も把握するため、国の委託や県独自に7カ所整備しております。合わせて、県内15カ所で観測しております。

真ん中に設置場所を記載しておりますけれども、①番から⑧番までは原子力発電所から30キロ圏内にあり、⑨から⑮までは30キロ圏外に設置しております。右側にはその位置図を記載しております。

2の富山県環境放射線ネットワークシステムでございますけれども、各地点の環境放射線の測定データは、県のホームページでリアルタイムに提供、24時間365日連続で自動的に監視しております。石川県のデータもあわせて提供しているところです。

次に、1枚おめくりいただきまして、最終ページ、A4のものでございますけれども、地域防災計画（原子力災害編）に係る意見募集の結果でございます。先ほど部会長からもご説明ございましたけれども、平成31年4月8日から令和元年5月7日の1カ月間、県のホームページをはじめ、ご覧の場所で閲覧できるようにし、意見を募集しておりましたけれども、意見はございませんでした。

次に、各編に共通する国の防災基本計画の修正に伴う主な見直しについて、簡単に説明させていただきます。

1つは、国等による災害復旧工事による代行制度の創設です。平成29年7月の九州北部豪雨の教訓から、大規模災害や高度な技術を要する災害復旧工事を国が行う代行制度が創設されました。

また、2つ目でございますけれども、被災市区町村応援職員確保システムと富山県災害時受援計画を追加いたしました。平成30年に総務省が被災市区町村応援職員確保システムの運用を開始し、対口支援方式による応援体制を整備し、また今年3月、富山県災害時受援計画が策定されたことを踏まえ、地域防災計画の追加修正を行っております。災害時受援計画については、後ほど説明いたします。

次に、避難行動等を支援する防災情報の提供です。今年3月、国が「避難勧告等に関するガイドライン」を改定しておりますけれども、この改定を踏まえ、防災基本計画を修正しております。

資料10をご覧ください。「避難勧告等に関するガイドライン」の改定でございますけれども、改定の概要は1ページの右下に記載しております。災害時に避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供し、とるべき行動を5段階に分けて情報と行動を明確化したものでございます。

1枚おめくりいただきまして、その主な変更点でございますけれども、昨年7月の西日本豪雨で避難を促す情報が出ていたにもかかわらず、多数の犠牲者が出ていたことなどを踏まえ、住民が情報の意味を直感的に理解できるよう防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、情報と行動を対応させ、避難のタイミングを明確化するもので、警戒レベル3は高齢者等避難、警戒レベル4は全員避難、警戒レベル5は災害発生情報としております。

このページの4と書いてあるところをご覧ください。4ページでは、5段階の警戒レベルととるべき行動、行動を促す情報、情報を出す主体を記載してございます。警戒レベル3から5は、市町村が発令、警戒レベル1と2は気象庁が発表します。

次に、9ページをご覧ください。防災気象情報と警戒レベル相当情報との関係を記載しております。従来の防災気象情報を警戒レベルとの関連を明確化して伝えることで、住民の自発的な避難判断を支援しております。地域防災計画の風水害編では、このガイドラインの改定を盛り込んだ内容に修正しております。

事務局からの説明は以上です。

【会長（石井知事）】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。まずは専門家の方からご意見を伺いたいと思っております。

まず、明石専門委員からご意見をいただきたいと思っております。

【明石専門委員】 明石でございます。

ただいまご説明にありましたとおり、この資料の1ページ目にもありますように、富山県の場合には、原子力災害拠点病院は言うまでもないんですけども、原子力災害医療協力機関、非常に大きな規模の病院が多いということがあります。これは、病院の中での教育訓練、連携等がしやすいという非常にいい面があるということ、それからもう一つは、他の病院間との連携がとりやすいということがあります。

ただ、一方では、やはり大きな病院になりますといろいろな職種の方がいらっしゃいます。ですから、原子力災害医療協力機関として、医療職だけではなく、いろいろな職種の人たちが納得して、みんな一致協力して被ばく医療が行えるような医療機関になってほしいということが第1点でございます。

それから第2点は、先ほども2ページ目以降で避難退域時の検査等のご説明がありました。福島県の事故等のいろいろな反省点を考えますと、やはり石川県と同じ考え方で避難を行う、つまり汚染のレベル、それから避難の実施の仕方について、同じ考え方で行うと

ということが重要だと思います。どこかで障害が起きると避難が滞ってしまう、それから、結果として差別みたいなことが起きてしまうということもあります。ぜひ、同じ考え方で、もちろん石川県は言うまでもないんですけども、富山県内の市町村であっても、同じ考え方で避難等を行えるようなことが円滑な避難につながるのではないかと考えております。

以上でございます。

【会長（石井知事）】 ありがとうございます。

続きまして、奥寺専門委員からご意見をいただきたいと思っております。

【奥寺専門委員】 私は医師の立場でここにおりますので、原子力災害拠点病院を含めて、原子力災害医療体制というのが固まりましたので、これを、先ほども言われたとおり、教育ですね、勉強会、普及をきっちりしなければならないと思っています。

学生の授業というのは、去年からこの内容は足しておるのでありますが、現在の職員ですね。病院というのは、今おっしゃったとおりいろんな職員がおりますので、職員、さらに医師会、もしくは看護協会等も対象とした勉強会をこれから集中的に開催したいと思っております。ぜひ、県から資料等をいただく場合がございますので、ご協力方、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

【会長（石井知事）】 ありがとうございます。

それでは、野村専門員からお願いします。

【野村専門委員】 野村でございます。

放射線防護とモニタリングの観点から述べさせていただきます。

4 ページ目にご紹介がありましたけれども、富山県におかれましては、従前から環境モニタリング体制の整備、強化に当たってきておられます。万全の態勢をとっておられることと思います。特に、地域として整合のとれたモニタリング体制を整備するというところで、石川県とも十分に協議をされて、体制の充実強化をしておられるところでございます。たくさん施設が増えてきましたので、今後につきましては、これらの維持管理、こういったものについて確実に実施していただけるようお願いしたいと思います。

先ほどEALの話がございましたけれども、全面緊急事態になったとしても、富山県の場合は施設から20キロ以上離れておりますので、屋内退避を確実に実施すれば、プルームが通過した場合においても大きな線量にはなりませんので、自治体あるいは国の指示に従って、屋内退避を確実に実施していただくということが肝心かなめかなと思っております。

モニタリング体制の整備がされておりますので、先ほどご紹介ありました退域時の検査、それから除染、こういったところにもモニタリングデータを活用されれば、有効に、スムーズに避難時の処置が進むのではないかと思います。

以上でございます。

【会長（石井知事）】 ありがとうございます。

それでは、ほかに何かご意見ございますでしょうか。特にご意見はございませんか。

それでは、さっきご発言いただきましたけれども、部会長でもいらっしゃる片岡専門委員から、改めてご意見いただければと思います。

【片岡部会長】 今、専門委員の先生方から非常に適切なコメントをいただきましたけれども、少し補足させていただきますと、富山県の防災対策、知事のリーダーシップと、いち早く対策をとられて、非常に万全なものとなっていると思います。

今回はそれに加えて、関連する機関、あるいは関連する方々、あるいは近隣県、特に石川県等との連携、これが非常に重要になってくると。それとともに、除染とか、そういうことについて標準化するということが重要になってくると。今まで十分になされてきた原子力災害対策というものをさらに実質化し、より安全なものにするために、関連機関の連携と標準化ということを一層進めていただければと思います。

それと、これまでも防災対策のところでお話をしておりますが、万が一、原子炉で異常な、危険な事態が起こったとしても、原子炉の炉心が溶融するには7時間から8時間、時間がございます。さらに、これが溶けた溶融燃料が格納容器から漏洩するには2、3日の日にちがございます。そこから近隣県である富山県に何らかの放射性物質が飛んでくるとしましても、十分な時間的な余裕がありますので、国並びに富山県のほうからの指示に従って、十分落ち着いて避難行動をしていただくと。

原子力の場合には、避難行動と申しましても、直接避難するのと、もう一つ重要なものとして屋内退避ということがございます。ほとんどの場合、UPZか、あるいはUPZから離れたところでは、屋内退避のほうははるかに安全な場合があります。ですから、そういったことも、住民の方々、県民の方々に十分に周知することが重要ではないかと思います。

私からのコメントは以上でございます。

【会長（石井知事）】 ありがとうございます。

ほかに何かご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今いろいろ貴重なご意見をいただきましたけれども、特に地域防災計画そのものについての修正意見はございませんでした。

今ほど専門委員の皆様、また部会長からいただいたご意見を踏まえて、できるだけ拠点病院などにおける医師、看護師さんや、いろんな方々の勉強会もしっかりして、認識を統一、共通にしていくとか、また万々の場合も、かなり時間的な余裕がありますので、慌てずにしっかりと対応する。その場合も、多くの場合、屋内退避のほうがむしろ安全であるというお話もございました。そういった点も住民の皆さんによく周知していかなくやいかんと。また、さらに、原子力災害対策充実のために、連携と標準化というご指摘がありました。そういった点を心がけていきたいと思えます。

ということで、今回の地域防災計画の改定案については、これでご了承いただいたということでよろしゅうございますね。

〔異議なし〕

【会長（石井知事）】 ありがとうございます。それでは、そういうことで進めさせていただきます。

4 報告事項

・富山県災害時受援計画の策定等について

【会長（石井知事）】 次に、報告事項であります富山県災害時受援計画の策定等について、事務局から説明してください。

【事務局】 防災・危機管理課、長岡と申します。着座にてご説明させていただきます。

報告事項としまして、2点ございます。資料3をご覧くださいと思います。

まず、富山県災害受援計画の概要ということで、この3月に県の災害時受援計画というものを策定しております。これは、過去の大規模災害を踏まえまして、他県からの応援ですとか、国の応援、自衛隊だとか、そういった応援は充実してきておりますが、例えば平成28年の熊本地震のときにでも見られましたけれども、たくさんの応援は寄せられるんですが、応援を受け入れる側で体制が整っていない、計画がないといったことで現地が混乱したという教訓が得られております。

そういったことを踏まえまして、国のほうでも受援計画を策定するためのガイドラインというものを示しまして、各都道府県ですとか市町村のほうで受援計画を定めるということで、国全体で進めているところでございます。

こうしたことを受けまして、富山県におきましても、大規模災害発生時に被災市町村と連携し、国や他の地方公共団体、防災関係機関からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制を整備するという事で、平成29年度から検討組織、これは全市町村ですとか消防さん、警察さん、自衛隊さん、応援に係る防災関係機関の皆様にご参画をいただきまして、たくさんのご意見をいただきながら策定作業を進めてまいりました。

この計画の主な内容ですけれども、資料3のほうで概要としてまとめております。全体としては、1枚目に第1章総則、第2章の受援・応援体制、2枚目のほうをご覧いただきまして、第3章に人的支援の受入れ、第4章としまして物的支援の受入れ、第5章にその他の受援ということで、5章で構成しております。

お戻りいただきまして、1枚目でございます。第1章の総則としまして、計画の目的は、今ほど申し上げましたけれども、被災市町村と連携して人的・物的支援を円滑に受け入れる、そのための体制をあらかじめ整備しておくために作成しております。

3つ目でございますけれども、平常時からの取組・計画の見直しということで、この計画の実効性を高めるために、定期的に応援・受援の内容ですとか方法を確認し、また検証のための訓練等を踏まえまして、計画の見直しを継続的に行っていくこととしております。

第2章、受援・応援体制でございます。受援・応援グループの設置ということで、右のほうで受援・応援の全体イメージというのがございます。富山県災害対策本部では、総務班ですとか広報班、災害救助班、それぞれ機能を持って班を編成して災害対策に当たることとしております。

これまで、総務班という中で被害状況の取りまとめですとか、こういった応援を受け入れるとか、そういったことを取り扱ってございましたけれども、総務班の中に受援・応援に関する総合調整取りまとめ業務を専任する受援・応援グループというのを設置いたしました。リーダーとしては、防災・危機管理課長が務めまして、構成員には県庁内の各関係課から職員を出して、事に当たっていくこととしております。

この5月30日、県では職員参集訓練というのを実施しまして、災害対策本部の訓練も実施しておりますけれども、その中で受援・応援グループというのを初めて機能させたわけですが、その訓練の中でも、実際に受援・応援をどのように進めていくのかといった手順の確認というのも行っております。

1枚目、右上のほうにございます市町村における受援体制ということでございますが、市町村においても、県の受援計画と整合のとれた計画というのをそれぞれ定めていただく

必要がございます。各市町村における受援対象業務、人的・物的資源の流れ、受援組織の設置などを明記しまして、今後検討される各市町村の受援計画の策定を支援していくこととしております。

また、タイムラインの作成ということでございますが、防災関係機関はたくさんございます。あらゆる人的・物的資源を最大限活用し、一体的に災害応急対策活動を行うことで、災害時における時系列の活動目標を明記しましたタイムラインというのも作成しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目をご覧いただきたいと思っております。

第3章には、人的支援の受入れということで、国、地方公共団体、民間団体、ボランティアなど、多様な主体によって実施される支援を円滑に受け入れるための人的支援の全体像というのを整理しております。

2つ目でございます。広域応援部隊の受入れというところになりますけれども、何といたっても人命最優先ということでございますので、そういった救助部隊、自衛隊さん、消防さん、警察さん、国土交通省（TEC-FORCE）さん、海上保安庁さんなどの広域応援部隊がどういった場所で活動するのか、活動拠点の候補地ですとか進出拠点をあらかじめリストアップしまして、例えば大規模な公園とか、そういった広いスペースになりますけれども、こういったものをあらかじめリスト化しまして、それぞれの被害状況に応じまして、どこに展開していただければいいのか、どういったところで活動していただければいいのかということを調整会議というのを設けまして、そちらのほうで決定していく、調整していくこととしております。

3つ目でございます。保健医療活動チーム等でございますけれども、県災害対策本部に災害医療全体をコーディネートする災害医療対策チームを設置しまして、全国からのDMAT、DPAT等の保健医療活動チームの受け入れの体制を整備しております。

4つ目でございます。自治体職員の受け入れです。こちらについては、平常時にはない、災害時に特に必要な避難所の運営ですとか、住家被害認定調査、罹災証明発行ということで、各市町村のほうでかなりの行政職員、職員の手が足りないということが想定されます。

そういったことから、国のほうでは、2つ目の、被災市町村への応援というところでございますが、まずは県職員ですとか、県内の市町村職員に応援をお願いするんですけれども、それでも十分な対応ができないという場合には、被災市区町村応援職員確保システム、これは先ほど説明にもありましたけれども、平成30年3月から国のほうでこういった仕組

みを設けられておりますけれども、これによる対口支援というのを積極的に活用して、大量の行政職員を補っていくこととしております。

右のほうでございます。第4章、物的支援の受入れというところになります。

物的支援の全体像としましては、まずは身近な市町村ですとか、県備蓄物資を必要などころに供給していく。不足する場合には、協定先ですとか、そういったところへ支援要請する。さらには、自治体等の要請を待たずに実施されます国のプッシュ型支援の受け入れもやっていかなければいけないというところになります。

2番目には、物的支援の枠組みと流れということで、そういった物資の応援の全体像というのを示させていただいております。さまざまな支援先からいろんなものが届くというところでございますけれども、まずは県の物資拠点でそれらの物資を受け入れる。その次に、必要な市町村へ、市町村の物資拠点へ物を流していく。最終的には避難所、いわゆるラストマイルと言われておりますけれども、必要なものを必要な場所に届けていくということで、こういった全体像を県、市町村、関係機関がイメージを共有しておくということが非常に重要になってこようかと思えます。

こういったことで、全体としてイメージしておりますけれども、具体的に県の物資拠点ですとか市町村物資拠点というの、あらかじめ候補となる施設をリストアップしまして、いざというときに使えるようにということで、マニュアル等も整備していくこととしております。

第5章には、人的・物的支援、それらを輸送するために必要な陸・海・空の緊急輸送ルートを確認する必要がありますので、そういったことも明記しております。

右側のほうには、燃料・電力・ガスの供給ということで、発災時にはそういったものが途絶えてしまうことも懸念されますので、防災活動拠点などの重要施設ですとか、緊急通行車両へ燃料等を優先供給していくといったことも計画として明記しております。

受援計画については以上でございます。

ご報告のもう一点でございますが、1枚おめくりいただきまして、A4のほうになります。地域防災計画（雪害編）の改定ということでございます。

平成30年の大雪を踏まえまして、県の総合雪対策推進会議で協議された課題と対応方針、国の防災基本計画の修正などを反映しました地域防災計画（雪害編）の改定を実施させていただきました。

こちらについては、改定概要については以下に記載のとおりでございますけれども、道

路の関係、鉄道の関係、バス、地域、学校と、そういったもので、雪のシーズンに間に合うようにということで急ぎ改定をする必要がございましたので、防災会議による書面表決をいただきまして、平成30年11月30日付で改定させていただいております。

こちらについては、県防災会議運営規程第4条に基づく報告ということでございます。以上でございます。

【会長（石井知事）】 ありがとうございます。

今の2点は報告事項ではございますけれども、何か特段のご意見なり、あるいはご質問でもございましたらお願いします。何かございますか。

それでは、せっかく陸上自衛隊からもおいでですが、何かございますか。

【梨木委員代理（陸上自衛隊第14普通科連隊 松本警備幹部）】 陸上自衛隊第14普通科連隊です。

今回の改定を持ち帰りまして、部隊のほうに確実に徹底していきたいと思います。自衛隊については、引き続き不測事態に対応できる体制を維持していきたいと考えております。以上です。

【会長（石井知事）】 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

あと、今日は消防からもおいでですが、消防長会、何かありますか。

【戸川委員代理（富山県消防長会 相澤参与）】 消防長会でございます。

これまで応援という形で出動は幾多もしておりますが、これまで受援という形はとっておりません。今回の計画を持ち帰りまして、計画について見直したいと思います。

以上でございます。

【会長（石井知事）】 県の消防協会の高野会長さん、何か特にないですか。

【高野委員（（公財）富山県消防協会会長）】 これを見ますと、災害にもいろんな種類がありますので、それによって若干受援体制も違ってくるのではないかと思います。また、少し気になることは、他県から来ていただくと、地域の状況とといいますか、地の利がよくわからないということで戸惑うこともあろうと思いますので、常に消防なり、地元の方々をつけるということ。それとともに、夜間の受援というものも、いろんな意味でまた対応が違ってくるのではないかと思いますし、そういうところをより細かく受援体制というものにしっかり取り組んでいただきたいと思いますし、何回も出てきますが、やはり地域の人々と訓練を重ねることによって、地域の方々の認識も高まってくるのではないかと思います。以上です。

【会長（石井知事）】 この受援の件は、昨年の西日本豪雨のときには、例えば広島県の海田町、ここはぜひ富山県が、まさに対口支援してほしいということで国のほうから要請がありまして、富山県から県の職員が30名、県内市町村から29名、合わせて延べ59名が海田町に出向いているんな対応をさせてもらいました。応援するほうもそういうことなんです、お話しのように、受援の場合もそういった経験も生かしながらしっかり対応していきたいと。

なお、ちょっと冒頭にお話ししましたが、今、県の防災・危機管理センターの基本設計等を進めておりまして、予定どおりいきますと令和4年度中にでき上がると。そうなりますと、例えば、今説明のありました県の災害時受援計画の1ページの右のほうにある富山県災害対策本部のこういった組織、国の現地調整会議とか、それから対口支援でありますとか、また広域応援部隊等のリエゾンの方々とか、またそういった方々で調整会議をするとか、いろんな体制をとるわけですけれども、それを県の防災・危機管理センターの基本設計の中で、こういった事態の場合にどういうレイアウトにしたら一番仕事がしやすいかといったことも含めて今進めております。

なお、それまでの間は、県の今の本庁舎の4階で対応すると、こういうことになるわけでございます。

それでは、特にほかにご意見もないようでありますから、これで議論は終了させていただきたいと思えます。

4 閉 会

【会長（石井知事）】 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

火山対策については弥陀ヶ原火山防災協議会において、また、原子力災害対策については原子力災害対策部会において、それぞれ熱心にご検討いただきました。今日ご出席の委員の方にも、そうした点でご苦心いただいた方がいらっしゃるわけで、改めて感謝を申し上げたいと思えます。

委員の皆様方には、今後とも富山県の防災対策の推進について、それぞれのお立場で一層お力添えをいただきますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。きょうはどうもありがとうございました。

【事務局】 それでは、これをもちまして防災会議を終了させていただきます。委員の皆様方には、長時間にわたり貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。